

FA0121

第一表

(平成二十七年分以降用)

住所	151-0061	フリガナ	テスト テスト
(又は事業所事務所居所など)	東京都渋谷区初台初台	氏名	テスト テスト
		性別	職業
平成28年1月1日住所	同上	男	テスト
		女	テスト
		生年月日	3 54 11 27
		電話番号	03-0000-0000

種類		特農の表示		番号		翌年以降送付不要	
----	--	-------	--	----	--	----------	--

収入金額等	事業等	①	
	農業	②	
	不動産	③	
	利子	④	
	配当	⑤	
	給与	⑥	60000000
	雑	⑦	
	公的年金等	⑧	
	その他	⑨	
	総合譲渡	⑩	
所得金額	事業等		
	農業		
	不動産		
	利子		
	配当		
	給与	区分	42600000
	雑		
	総合譲渡・一時	⑪	
	合計		42600000
	所得から差し引かれる金額	雑損控除	
医療費控除			
社会保険料控除			8800000
小規模企業共済等掛金控除			
生命保険料控除			900000
地震保険料控除			
寄附金控除			
寡婦、寡夫控除			0000
勤労学生、障害者控除			0000
配偶者(特別)控除		区分	⑫
扶養控除	⑬	0000	
基礎控除	⑭	3800000	
合計	⑮	17300000	

税金の計算	課税される所得金額	⑯	2530000	
	上の⑯に対する税額又は第三表の⑰	⑱	155500	
	配当控除	⑲		
	区分	⑳		
	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除	区分	㉑	200000
	政党等寄附金等特別控除	㉒		
	住宅耐震改修特別控除	区分	㉓	
	住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除	㉔		
	差引所得税額	㉕	0	
	災害減免額	㉖		
その他	再差引所得税額(基準所得税額)	㉗	0	
	復興特別所得税額	㉘	0	
	所得税及び復興特別所得税の額	㉙	0	
	外国税額控除	区分	㉚	
	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	㉛	77500	
	所得税及び復興特別所得税の額	㉜	-77500	
	所得税及び復興特別所得税の額(第1期分・第2期分)	㉝		
	所得税及び復興特別所得税の納める税金	㉞	00	
	第3期分の税額	㉟	77500	
	還付される税金	㊱		
延納の出	配偶者の合計所得金額	㊲		
	専従者給与(控除)額の合計額	㊳		
	青色申告特別控除額	㊴		
	雑所得・一時所得等の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額	㊵		
	未納付の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	㊶		
	本年分で差し引く繰越損失額	㊷		
	平均課税対象金額	㊸		
	変動・臨時所得金額	区分	㊹	
	申告期限までに納付する金額	㊺	00	
	延納届出額	㊻	000	

復興特別所得税額⑱欄の記入をお忘れなく。

税理士 署名押印 電話番号

税理士法第30条の書面提出有

税理士法第33条の2の書面提出有

還付される税金の口座番号

テスト

銀行 金庫・組合 農協・漁協

本店・支店 出張所 本所・支所

郵便局名等

預金種類

普通 当座 納税準備 貯蓄

口座番号

00000000

記号番号

0

4

番号

納管 事績 事業 住民 資産 総合 分離 検算 通信日付印 年月日 一連番号

平成 27 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書

添付書類台紙

住所 (又は事業所、事務所、居所など)	東京都渋谷区初台初台	フリガナ	テスト テスト
		氏名	テスト テスト

のりしろ
源泉徴収票

のりしろ
社会保険料控除関係書類
小規模企業共済等掛金

のりしろ
生命保険料控除関係書類

のりしろ
地震保険料控除関係書類

のりしろ
寄附金控除関係書類

⚠ 復興特別所得税の記入漏れにご注意ください!!

申告書を提出する場合は、上記の書類（該当するものに限りませう。）を申告書に添付するか申告書を提出する際に提示する必要があります（源泉徴収票は添付が必要です。）。書類を添付する場合は、この台紙に源泉徴収票などの書類をからの順にのりづけし、申告書と一緒に提出してください。

この台紙からはみ出さないように貼ってください。

医療費の領収書等は、この台紙には貼らずに、医療費の明細書(封筒)や適宜の封筒に入れて提出してください。

から以外の書類やのりしろで貼りきれない大きな書類は、この台紙の裏面や適宜の用紙に貼ってください。

平成27年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

東京都渋谷区初台初台
住所: テスト
氏名: テスト テスト

所得から差し引かれる金額に関する事項

10 雑損控除
11 医療費控除
12 社会保険料控除
13 小規模企業共済等掛金控除
14 生命保険料控除
15 地震保険料控除
16 寄附金控除
17 寡婦(寡夫)控除
18 勤労学生控除
19 配偶者特別控除
20 扶養控除額の合計

所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

Table with 4 columns: 所得の種類, 種目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称, 収入金額, 所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額

特例適用条文等

平成27年1月1日居住開始

雑所得(公的年金等以外)、総合課税の配当所得・譲渡所得、一時所得に関する事項

Table with 5 columns: 所得の種類, 種目・所得の生ずる場所, 収入金額, 必要経費等, 差引金額

住民税・事業税に関する事項

Table with 4 columns: 扶養親族の氏名, 続柄, 生年月日, 別居の場合の住所

Table with 2 columns: 非課税所得など, 前年中の開(廃)業開始・廃止

事業専従者に関する事項

Table with 4 columns: 氏名, 続柄, 従事月数・程度, 専従者給与(控除)額

配当に関する住民税の特例
非居住者の特例
配当割額控除額
株式等譲渡所得割額控除額
寄附金税額控除
給与・公的年金等に係る所得以外(平成28年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の所得に係る住民税の徴収方法の選択
給与から差引き
自分で納付
別居の寡婦(寡夫)控除対象扶養親族・事業専従者の氏名・住所
所得税で控除対象配偶者などとした専従者の氏名

第二表(平成二十七年分以降降用)第一表と一緒に提出してください。

源泉徴収票、国民年金保険料や生保保険料の支払証明書など用紙書に添付しなければならない書類は添付票台紙などに貼ってください。

○この明細書は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合に使用します。
○この明細書の書き方については、控用の裏面を参照してください。

番号

1 住所及び氏名

(共有者の氏名) 共有の場合のみ書いてください。

住所: 郵便番号 151-0061, 東京都渋谷区初台, 初台, 電話番号 03(0000)0000
フリガナ: テスト テスト
氏名: テスト テスト

フリガナ
氏名
フリガナ
氏名

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

Table with columns for '家屋に関する事項' and '土地等に関する事項'. Rows include: 居住開始年月日 (平成 27. 1. 1), 取得対価の額 (300000000), 総(床)面積 (100.00), うち居住用部分の(床)面積 (100.00).

3 増改築等をした部分に係る事項

Table with rows for: 居住開始年月日 (平成), 増改築等の費用の額 (補助金等がある場合は付表1の金額), うち居住用部分の金額.

リ(補助金等がある場合は(付表1)の6の金額)が100万円を超えるときに、増改築等に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

4 特定取得に係る事項

特定取得

家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額(2のロ又は3のリ)に含まれる消費税額等が、8%の消費税及び地方消費税の税率により課されるべき消費税額等である場合、右の「特定取得」の文字を で囲んでください。

5 家屋や土地等の取得対価の額

国税庁HP(2016:05:20;08:55:24.0T)

Table with columns: A家屋, B土地等, C合計, D増改築等. Rows: あなたの共有持分, あなたの持分に係る取得対価の額等.

6 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

Table with columns: E住宅のみ, F土地等のみ, G住宅及び土地等, H増改築等. Rows: 新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高, 連帯債務に係るあなたの負担割合, 住宅借入金等の年末残高, どのいずれか少ない方の金額, 居住用割合, 住宅借入金等の年末残高, 住宅借入金等の年末残高の合計額.

7 特定の増改築等に係る事項 (特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。)

Table with columns for various items: 高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合に、あなた又は同居親族の方について該当する欄をチェックします。 1 年齢が50歳以上(同居親族の方の場合は65歳以上)..... 2 障害者(1に該当する方を除きます。)..... 3 要介護認定又は要支援認定を受けている(1又は2に該当する方を除きます。)..... 10 高齢者等居住改修工事等の費用の額, 11 交付を受ける補助金等の合計額, 12 (-) 1, 13 断熱改修工事等の費用の額, 14 特定断熱改修工事等の費用の額, 15 特定の増改築等工事の費用の合計額 (+), 16 あなたの持分に係る特定の増改築等工事の費用の額 (又はxの), 17 特定増改築等住宅借入金等又は特定断熱改修住宅借入金等の年末残高(とどのいずれか少ない方の金額(最高200万円。ただし、住宅の増改築等が特定取得に該当する場合は、最高250万円。))

8 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

二面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算し、その番号を書きます。 番号 1
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て) 二面の の金額を転記します。 200000

適用期間の特例 重複適用 重複適用の特例 下の適用を受ける場合には、該当する文字を で囲んでください。

Table with columns for special provisions and amounts. Amount: 00

9 控除証明書の要否

要する

平成28年分以後に年末調整でこの控除を受けるため、控除証明書の交付を要する方は、右の「要する」の文字を で囲んでください。

Table with columns for registration information: 整理欄, 住家, 登記, 契機, 契機, 残確証, 認定, 付1, 付2, 仮, A, B, C, 住民, 台帳番号, 一連番号

一面

提出用

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

平成27年分 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算

次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

氏名 テスト テスト

二面提出用
二面は一面と一緒に提出してください。

住宅借入金等の年末残高の合計額				一面の⑨の金額を転記します。				⑨		20000000 円			
番号	居住の用に供した日等	算式等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)	番号	居住の用に供した日等	算式等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)						
1	平成26年1月1日から平成27年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が特定取得に該当するとき $⑨ \times 0.01 = ⑩$	円 (最高40万円) 00	4	平成26年1月1日から平成27年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が特定取得に該当するとき $⑨ \times 0.01 = ⑩$	円 (最高50万円) 00	認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年1月1日から平成27年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が特定取得に該当するとき $⑨ \times 0.01 = ⑩$	円 (最高30万円) 00	
	平成25年中に居住の用に供した場合	$⑨ \times 0.01 = ⑩$	円 (最高20万円) 00		平成25年中に居住の用に供した場合	$⑨ \times 0.01 = ⑩$	円 (最高30万円) 00						
	平成24年中に居住の用に供した場合	$⑨ \times 0.01 = ⑩$	円 (最高30万円) 00		平成24年12月4日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合	$⑨ \times 0.01 = ⑩$	円 (最高40万円) 00						
	平成23年中に居住の用に供した場合	$⑨ \times 0.01 = ⑩$	円 (最高40万円) 00		住宅の増改築等が特定取得に該当するとき ⑨の金額 (最高1,000万円)⑬() ⑭の金額 () ⑮の金額 () + (⑬ - ⑭) × 0.01 =	円 (最高12万5千円) 00							
	平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に居住の用に供した場合	$⑨ \times 0.01 = ⑩$	円 (最高50万円) 00		住宅の増改築等が特定取得に該当しないとき ⑨の金額 (最高1,000万円)⑬() ⑭の金額 () ⑮の金額 () + (⑬ - ⑭) × 0.01 =	円 (最高12万円) 00							
	平成20年中に居住の用に供した場合	$⑨ \times 0.005 = ⑩$	円 (最高10万円) 00		平成23年1月1日から平成25年12月31日までの間に居住の用に供した場合 ⑨の金額 (最高1,000万円)⑬() ⑭の金額 () ⑮の金額 () + (⑬ - ⑭) × 0.01 =	円 (最高12万円) 00							
	平成19年中に居住の用に供した場合	$⑨ \times 0.005 = ⑩$	円 (最高12万5千円) 00		住宅の増改築等が特定取得に該当するとき ⑨の金額 (最高1,000万円)⑬() ⑭の金額 () ⑮の金額 () + (⑬ - ⑭) × 0.01 =	円 (最高12万5千円) 00							
	平成18年中に居住の用に供した場合	$⑨ \times 0.005 = ⑩$	円 (最高15万円) 00		住宅の増改築等が特定取得に該当しないとき ⑨の金額 (最高1,000万円)⑬() ⑭の金額 () ⑮の金額 () + (⑬ - ⑭) × 0.01 =	円 (最高12万円) 00							
	平成13年1月1日から平成13年6月30日までの間に居住の用に供した場合	$⑨ \times 0.005 = ⑩$	円 (最高25万円) 00		平成26年1月1日から平成27年12月31日までの間に居住の用に供した場合 ⑨の金額 (最高1,000万円)⑬() ⑭の金額 () ⑮の金額 () + (⑬ - ⑭) × 0.01 =	円 (最高12万5千円) 00							
	2	住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成20年中に居住の用に供した場合 $⑨ \times 0.006 = ⑩$		円 (最高12万円) 00	6	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき ⑨の金額 (最高1,000万円)⑬() ⑭の金額 () ⑮の金額 () + (⑬ - ⑭) × 0.01 =				円 (最高12万5千円) 00	断熱改修工事等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	断熱改修工事等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合
平成19年中に居住の用に供した場合		$⑨ \times 0.006 = ⑩$	円 (最高15万円) 00	平成23年1月1日から平成25年12月31日までの間に居住の用に供した場合 ⑨の金額 (最高1,000万円)⑬() ⑭の金額 () ⑮の金額 () + (⑬ - ⑭) × 0.01 =	円 (最高12万円) 00								
3	認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年1月1日から平成27年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が特定取得に該当するとき $⑨ \times 0.01 = ⑩$	円 (最高50万円) 00	7	平成26年4月1日から平成27年12月31日までの間に居住の用に供した場合	$⑨ \times 0.012 = ⑩$	円 (最高60万円) 00	震災特例法の適用を受ける住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	震災特例法の適用を受ける住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成25年1月1日から平成26年3月31日までの間に居住の用に供した場合	$⑨ \times 0.012 = ⑩$	円 (最高36万円) 00
		平成25年中に居住の用に供した場合	$⑨ \times 0.01 = ⑩$	円 (最高30万円) 00		平成23年1月1日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合	$⑨ \times 0.012 = ⑩$	円 (最高48万円) 00					
		平成24年中に居住の用に供した場合	$⑨ \times 0.01 = ⑩$	円 (最高40万円) 00									
		平成21年6月4日から平成23年12月31日までの間に居住の用に供した場合	$⑨ \times 0.012 = ⑩$	円 (最高60万円) 00									

- 欄の金額を一面の欄に転記します。
- 欄のかつこ内の金額は、居住の用に供した日の属する年における住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額となります。重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける場合には、次の欄を記載します。二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等の金額がある場合（これらの住宅の取得等又は住宅の増改築等が同一の年に属するもので、上記の表で同一の欄を使用して計算する場合を除きます。）には、その住宅の取得等又は住宅の増改築等ごとに（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書又は（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書（再び居住の用に供した方用）を作成します。その作成した各明細書の欄の金額の合計額を最も新しい住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る明細書の欄に記載します。

重複適用を受ける場合	各明細書の控除額（の金額）の合計額（住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額のうち最も高い控除限度額が限度となります。）を記載します。	⑰	円 00
震災特例法の重複適用の特例を受ける場合	各明細書の控除額（の金額）の合計額を記載します。	⑰	円 00

欄の金額を一面の欄に転記します。

(付表1) 補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算明細書

(平成27年分)

国税庁HP(2016:05:20;08:55:24.0T)

氏名 テスト テスト

提出用

この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

- この明細書は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合で、平成23年6月30日以後に住宅の取得等若しくは住宅の増改築等に係る契約をし、住宅の取得等若しくは住宅の増改築等に関し補助金等の交付を受けるとき、又は住宅取得等資金の贈与税の非課税若しくは相続時精算課税選択の特例(以下、併せて「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。)の適用があるときに、「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書」又は「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)」(以下これらを「計算明細書」といいます。)の付表として使用します。
- この明細書の書き方については、裏面の書き方を参照してください。

補助金等の交付を受ける場合の取得対価の額等の計算

平成23年6月30日以後に住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る契約をし、その住宅の取得等又は住宅の増改築等に関し補助金等の交付を受ける場合に記入します。

1 補助金等の内訳

補助金等の名称	交付年月日	交付対象 該当する箇所を で囲んでください。	補助金等の額() 円
	平 . .	家屋・土地等・家屋及び土地等・増改築等	
	平 . .	家屋・土地等・家屋及び土地等・増改築等	
	平 . .	家屋・土地等・家屋及び土地等・増改築等	
	平 . .	家屋・土地等・家屋及び土地等・増改築等	

交付対象の別に合計した補助金等の額を次の2から4の「交付を受ける補助金等の合計額」欄に書いてください。
なお、「家屋及び土地等」の補助金等の額がある方は、裏面2(2)のイ又は口の算式で計算した 又は の額をそれぞれ㊸の欄又は㊹の欄に転記します。

2 住宅の新築又は購入に関し補助金等の交付を受ける場合

	A 家屋	B 土地等
補助金等控除前の取得対価の額	円	円
交付を受ける補助金等の合計額		
取得対価の額 (-)	(赤字のときは0)	(赤字のときは0)

A の金額を、計算明細書の「2 新築又は購入した家屋等に係る事項」の口欄に、B の金額を、計算明細書の「2 新築又は購入した家屋等に係る事項」のホ欄に転記してください。

3 住宅の増改築等の費用に関し補助金等の交付を受ける場合

補助金等控除前の増改築等の費用の額	円
交付を受ける補助金等の合計額	
増改築等の費用の額 (-)	(赤字のときは0)

計算明細書の「3 増改築等をした部分に係る事項」のり欄に転記してください。

計算明細書の「5 家屋や土地等の取得対価の額」のロの欄に転記してください。なお、共有持分がある場合は「x 計算明細書のロの」の算式で計算した額を記入します。

の金額が100万円を超えるときに、増改築等に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

4 (特定)断熱改修工事等の費用の額から控除すべき補助金等の交付を受ける場合

断熱改修工事等の費用の額	交付を受ける補助金等の合計額	(-) 50万円を超える場合に限りです。
円	円	円
特定断熱改修工事等の費用の額	交付を受ける補助金等の合計額	(-) 50万円を超える場合に限りです。
円	円	円

計算明細書の「7 特定の増改築等に係る事項」の欄に転記してください。

計算明細書の「7 特定の増改築等に係る事項」の欄に転記してください。

又は の金額が50万円を超えるときに、(特定)断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算

住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた場合に記入します。

	C 家屋	D 土地等	E 合計	F 増改築等
取得対価の額	計算明細書のロ又は2のAの 30,000,000円	計算明細書のホ又は2のBの 10,000,000円	Cの + Dの 又は Dの + Fの 40,000,000円	計算明細書のリ(3の) 円
あなたの共有持分 (計算明細書の 欄)	/	/		/
(x)	30,000,000円	10,000,000円	40,000,000円	円
住宅取得等資金の贈与の特例を受けた金額()	0	0	0	
あなたの持分に係る取得対価の額等 (-)	(赤字のときは0) 30,000,000	(赤字のときは0) 10,000,000	(赤字のときは0) 40,000,000	(赤字のときは0)

補助金等がある場合は3の の金額を転記してください。

計算明細書の「5 家屋や土地等の取得対価の額」の をそれぞれ転記してください。

計算明細書の「5 家屋や土地等の取得対価の額」の欄にそれぞれ転記してください。

住宅取得等資金を「家屋及び土地等」の取得等に充てた場合や家屋と土地等のいずれの取得等に充てたか明らかでない場合には、裏面の3のイ又は口の算式で計算した 又は の金額をそれぞれCの欄又はDの欄に転記します。

1 住所及び氏名

住所	郵便番号 151 - 0061 東京都渋谷区初台 初台 電話番号 03 (0000) 0000
フリガナ	テスト テスト
氏名	テスト テスト

(共有者の氏名)

フリガナ	
氏名	
フリガナ	
氏名	

⑥

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

	家屋に関する事項	土地等に関する事項
居住開始年月日	平成 27 . 1 . 1	[平成 . . .]
取得対価の額 <small>(補助金等がある場合は(付表1)の金額)</small>	3 0 0 0 0 0 0 0	1 0 0 0 0 0 0 0
総(床)面積 <small>小数点以下第2位まで書きます。</small>	1 0 0 . 0 0	1 2 0 . 0 0
うち居住用部分の(床)面積	1 0 0 . 0 0	1 2 0 . 0 0

3 増改築等をした部分に係る事項

居住開始年月日	平成 . . .
増改築等の費用の額 <small>(補助金等がある場合は(付表1)の金額)</small>	
うち居住用部分の金額	

4 特定取得に係る事項

特定取得

家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額(2のロ又は3のロ)に含まれる消費税額等が、8%の消費税及び地方消費税の税率により課されるべき消費税額等である場合、右の「特定取得」の文字を で囲んでください。

5 家屋や土地等の取得対価の額

国税庁HP(2016:05:20;08:55:24.0T)

	①家屋	②土地等	③合計	④増改築等
あなたの共有持分 <small>共有の場合のみ書いてください。</small>	/	/		/
あなたの持分に係る取得対価の額等	ロ(ロ×Aの)又は(付表1)のCの 3 0 0 0 0 0 0 0	ホ(ホ×Bの)又は(付表1)のDの 1 0 0 0 0 0 0 0	(Aの + Bの)又は(Bの + Dの) 4 0 0 0 0 0 0 0	リ(リ×Dの)又は(付表1)の(×Dの)又はFの 円

6 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

	⑤住宅のみ	⑥土地等のみ	⑦住宅及び土地等	⑧増改築等
新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高			3 9 0 0 0 0 0 0	
連帯債務に係るあなたの負担割合 <small>(付表2)の割合 連帯債務がない場合は、100.0%と書きます。</small>			1 0 0 . 0 0	
住宅借入金等の年末残高 <small>(付表2)の金額 連帯債務がない場合は、の金額を書きます。</small>			3 9 0 0 0 0 0 0	
と の い ず れ か 少 な い 方 の 金 額			3 9 0 0 0 0 0 0	
居住用割合 <small>90%以上である場合には、100.0%と書きます。</small>	ニ ÷ ハ 1 0 0 . 0	ト ÷ ヘ 1 0 0 . 0	1 0 0 . 0	ヌ ÷ リ
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高 (×)			3 9 0 0 0 0 0 0	
住宅借入金等の年末残高の合計額 (Eの + Fの + Gの + Hの) の金額を二面の「住宅借入金等の年末残高の合計額」欄に転記します。				2 0 0 0 0 0 0 0

7 特定の増改築等に係る事項 (特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。)

高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合に、あなた又は同居親族の方について該当する欄をチェックします。 1 年齢が50歳以上(同居親族の方の場合は65歳以上)..... <input type="checkbox"/> 2 障害者(1に該当する方を除きます。)..... <input type="checkbox"/> 3 要介護認定又は要支援認定を受けている (1又は2に該当する方を除きます。)..... <input type="checkbox"/> 同居親族の方が該当する場合は、その方の氏名等を書きます。 氏名() 続柄()	10 高齢者等居住改修工事等の費用の額	11 交付を受ける補助金等の合計額	12 (-) 1	
	13 断熱改修工事等の費用の額 2	14 特定断熱改修工事等の費用の額 2	15 特定の増改築等工事の費用の合計額 (+)	
	16 あなたの持分に係る特定の増改築等工事の費用の額 (又は × の)	特定増改築等住宅借入金等又は特定断熱改修住宅借入金等の年末残高(と の い ず れ か 少 な い 方 の 金 額(最高200万円。ただし、住宅の増改築等が特定取得に該当する場合は、最高250万円。))		
		17		

1 欄の金額が50万円を超えるときに、高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。
2 欄又は 欄の金額が50万円を超えるときに、(特定)断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

8 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

二面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算し、その番号を書きます。 番号 1

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て) 二面の の金額を転記します。 2 0 0 0 0 0

適用期間の特例	重複適用	重複適用の特例	下の適用を受ける場合には、該当する文字を で囲んでください。
			左の重複適用(の特例)を受ける場合に二面の19の金額を右に転記します。 0 0

平成27年分 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算

次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

氏名 テスト テスト

二
面

(注)

住宅借入金等の年末残高の合計額				一面の⑨の金額を転記します。				⑨				20000000 円					
番号	居住の用に供した日等		算式等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)		番号	居住の用に供した日等		算式等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)							
	平成26年1月1日から平成27年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が特定取得に該当するとき		円	円		平成26年1月1日から平成27年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が特定取得に該当するとき		円	円						
1	住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合(2から7のいずれかを選択する場合を除きます。)	平成26年1月1日から平成27年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が特定取得に該当するとき	$⑨ \times 0.01 = ⑩$	(最高40万円) 円	4	認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年1月1日から平成27年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が特定取得に該当するとき	$⑨ \times 0.01 = ⑩$	(最高50万円) 円	5	認定住宅に該当する認定低炭素住宅に該当する場合	平成26年1月1日から平成27年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が特定取得に該当するとき	$⑨ \times 0.01 = ⑩$	(最高30万円) 円
			住宅の取得等が特定取得に該当しないとき	$⑨ \times 0.01 = ⑩$	(最高20万円) 円				住宅の取得等が特定取得に該当しないとき	$⑨ \times 0.01 = ⑩$	(最高30万円) 円						
		平成25年中に居住の用に供した場合		$⑨ \times 0.01 = ⑩$	(最高20万円) 円			平成25年中に居住の用に供した場合		$⑨ \times 0.01 = ⑩$	(最高30万円) 円						
		平成24年中に居住の用に供した場合		$⑨ \times 0.01 = ⑩$	(最高30万円) 円			平成24年12月4日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合		$⑨ \times 0.01 = ⑩$	(最高40万円) 円						
		平成23年中に居住の用に供した場合		$⑨ \times 0.01 = ⑩$	(最高40万円) 円			住宅の増改築等が特定取得に該当するとき									
		平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に居住の用に供した場合		$⑨ \times 0.01 = ⑩$	(最高50万円) 円			⑨の金額(最高1,000万円) 円									
		平成20年中に居住の用に供した場合		$⑨ \times 0.005 = ⑩$	(最高10万円) 円			⑩の金額() 円									
		平成19年中に居住の用に供した場合		$⑨ \times 0.005 = ⑩$	(最高12万5千円) 円			⑪の金額() 円									
		平成18年中に居住の用に供した場合		$⑨ \times 0.005 = ⑩$	(最高15万円) 円			⑫の金額() 円									
		平成13年1月1日から平成13年6月30日までの間に居住の用に供した場合		$⑨ \times 0.005 = ⑩$	(最高25万円) 円			⑬の金額() 円									
2	住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成20年中に居住の用に供した場合		$⑨ \times 0.006 = ⑩$	(最高12万円) 円	6	断熱改修工事等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成20年中に居住の用に供した場合		$⑨ \times 0.006 = ⑩$	(最高12万円) 円	7	震災特例法の適用を受ける住宅に該当する場合	平成26年4月1日から平成27年12月31日までの間に居住の用に供した場合		$⑨ \times 0.012 = ⑩$	(最高60万円) 円
		平成19年中に居住の用に供した場合		$⑨ \times 0.006 = ⑩$	(最高15万円) 円			平成25年1月1日から平成26年3月31日までの間に居住の用に供した場合		$⑨ \times 0.012 = ⑩$	(最高36万円) 円						
3	認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年1月1日から平成27年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が特定取得に該当するとき	$⑨ \times 0.01 = ⑩$	(最高50万円) 円	7	認定住宅に該当する認定長期優良住宅に該当する場合	平成26年1月1日から平成27年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が特定取得に該当するとき	$⑨ \times 0.01 = ⑩$	(最高30万円) 円	8	認定住宅に該当する認定長期優良住宅に該当する場合	平成26年1月1日から平成27年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が特定取得に該当するとき	$⑨ \times 0.01 = ⑩$	(最高50万円) 円
			住宅の取得等が特定取得に該当しないとき	$⑨ \times 0.01 = ⑩$	(最高30万円) 円				住宅の取得等が特定取得に該当しないとき	$⑨ \times 0.01 = ⑩$	(最高30万円) 円						
		平成25年中に居住の用に供した場合		$⑨ \times 0.01 = ⑩$	(最高30万円) 円			平成25年1月1日から平成26年3月31日までの間に居住の用に供した場合		$⑨ \times 0.012 = ⑩$	(最高36万円) 円						
		平成24年中に居住の用に供した場合		$⑨ \times 0.01 = ⑩$	(最高40万円) 円			平成23年1月1日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合		$⑨ \times 0.012 = ⑩$	(最高48万円) 円						
		平成21年6月4日から平成23年12月31日までの間に居住の用に供した場合		$⑨ \times 0.012 = ⑩$	(最高60万円) 円												

1 欄の金額を一面の 欄に転記します。

2 欄のかつこの金額は、居住の用に供した日の属する年における住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額となります。

重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける場合には、次の 欄を記載します。

二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等の金額がある場合(これらの住宅の取得等又は住宅の増改築等が同一の年に属するもので、上記の表で同一の欄を使用して計算する場合を除きます。)には、その住宅の取得等又は住宅の増改築等ごとに(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書又は(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方)を作成します。

その作成した各明細書の 欄の金額の合計額を最も新しい住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る明細書の 欄に記載します。

重複適用を受ける場合	各明細書の控除額(の金額)の合計額(住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額のうち最も高い控除限度額が限度となります。)を記載します。	⑬	00 円
震災特例法の重複適用の特例を受ける場合	各明細書の控除額(の金額)の合計額を記載します。	⑭	00 円

欄の金額一面の 欄に転記します。

平成 27 年分の 所得 税 及 び 復興 特別 所得 税 の 確 定 申 告 書 B

住所 〒151-0061 東京都渋谷区初台初台	フリガナ テスト テスト				
氏名 テスト テスト	性別 男	職業 テスト	屋号・雅号 テスト	世帯主の氏名 テスト	世帯主との続柄 テスト
平成28年1月1日の住所 同上	生年月日 3 5 4 . 1 1 . 2 7	電話番号 自宅<勤務先>携帯 03-0000-0000	特農の特農番号		

第一表

この用紙は控用です。

国税庁HP(2016:05:20:08:55:24.0T) (単位は円)

種類	青色	分離	国出	損失	修正	特農の特農番号	翌年以降送付不要
----	----	----	----	----	----	---------	----------

収入金額等	事業等	ア							
	業農	イ							
	不動産	ウ							
	利子	エ							
	配当	オ							
	給与	カ		6	0	0	0	0	0
	雑	公的年金等	キ						
	その他	ク							
	総合譲渡	短期	ケ						
	長期	コ							
一時	カ								
所得金額	事業等								
	業農								
	不動産								
	利子								
	配当								
	給与	区分		4	2	6	0	0	0
	雑								
	総合譲渡・一時	ケ + {(コ + カ) × 1/2}							
	合計			4	2	6	0	0	0
	所得から差し引かれる金額	雑損控除							
医療費控除									
社会保険料控除				8	8	0	0	0	0
小規模企業共済等掛金控除									
生命保険料控除					9	0	0	0	0
地震保険料控除									
寄附金控除									
寡婦、寡夫控除						0	0	0	0
勤労学生、障害者控除							0	0	0
配偶者(特別)控除		区分	キ			3	8	0	0
扶養控除						0	0	0	
基礎控除						3	8	0	
合計						1	7	3	
税算	課税される所得金額	(9)-(25)又は第三表			2	5	3	0	0
	上の(26)に対する税額又は第三表	(26)			1	5	5	5	0
	配当控除	(27)							
	区分	(28)							
	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除	区分	(29)			2	0	0	0
	政党等寄附金等特別控除	(30)							
	住宅耐震改修特別控除	区分	(31)						
	住宅特定改修認定住宅新築等特別税額控除	区分	(32)						
	差引所得税額	(27)-(28)-(29)-(30)-(31)-(32)	(38)						0
	災害減免額	(39)							
再差引所得税額(基準所得税額)	(40)							0	
復興特別所得税額	(40) × 2.1%	(41)						0	
所得税及び復興特別所得税の額	(40) + (41)	(42)						0	
外国税額控除	区分	(43)							
所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	(42)	(44)			7	7	5	0	
所得税及び復興特別所得税の申告額	(44) - (45)	(45)						7	
所得税及び復興特別所得税の予定納税額(第1期分・第2期分)	(45)	(46)							
所得税及び復興特別所得税の納める税金	(46)	(47)						0	
所得税及び復興特別所得税の第3期分の税額	(46) - (47)	(48)						7	
配偶者の合計所得金額	(49)								
専従者給与(控除)額の合計額	(50)								
青色申告特別控除額	(51)								
補所得一時所得等の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額	(52)								
未納付の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	(53)								
本年分で差し引く繰越損失額	(54)								
平均課税対象金額	(55)								
変動・臨時所得金額	区分	(56)							
延届	申告期限までに納付する金額	(57)						0	
納出	延納届出額	(58)						0	
還付される税金の場	銀行金庫・組合農協・漁協	テスト							
	郵便局名等	テスト							
預金種類	普通								
	当座								
口座番号	納税準備								
	貯蓄								
記号番号	普通								
	当座								

復興特別所得税額の記入をお忘れなく。

税理士 署名押印 電話番号

税理士法第30条の書面提出有

税理士法第33条の2の書面提出有

收受事実を確認されたい方は、收受日付印を押しますので、申告書提出時に請求してください(内容を証明するものではありません。)

所得金額の証明が必要な方は、納税証明書をご利用ください。

この申告書を提出される方は、住民税・事業税の申告書を提出する必要があります。

平成27年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B



東京都渋谷区初台初台

住所 東京都渋谷区初台初台
支店番号 テスト
フリガナ名 テスト テスト

所得から差し引かれる金額に関する事項

Table for tax deductions including disaster damage, medical expenses, social insurance, and other items. Includes sub-sections for spouse and dependent deductions.

第二表 この用紙は控用です。

所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

Table showing income breakdown with columns for income type, source, amount, and tax/withholding amounts.

特例適用条文等

平成27年1月1日居住開始

雑所得(公的年金等以外)、総合課税の配当所得、譲渡所得、一時所得に関する事項

Table for miscellaneous income, dividends, capital gains, and one-time income.

事業専従者に関する事項

Table for business dependents including spouse and other family members, detailing their work and tax status.

住民税・事業税に関する事項

Table for municipal taxes and business taxes, including dependent family members and non-resident status.

Table for business taxes, including non-taxable income, depreciation, and business start/stop dates.

Table for municipal taxes and business taxes, including business tax dependents and other tax-related information.

平成 27 年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書

○ この明細書は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合に使用します。
 ○ この明細書の書き方については、控用の裏面を参照してください。

番号

1 住所及び氏名

(共有者の氏名) 共有の場合のみ書いてください。

住所	郵便番号 151 - 0061 東京都渋谷区初台 初台 電話番号 03 (0000) 0000
フリガナ	テスト テスト
氏名	テスト テスト

フリガナ	
氏名	
フリガナ	
氏名	

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

3 増改築等をした部分に係る事項

	家屋に関する事項	土地等に関する事項
居住開始年月日	① 平成 27 1 1 [平成]	
取得対価の額 <small>(補助金等がある場合は(付表1)の金額)</small>	② 3 0 0 0 0 0 0 0 0	③ 1 0 0 0 0 0 0 0 0
総(床)面積 <small>小数点以下第2位まで書きます。</small>	④ 1 0 0 0 0	⑤ 1 2 0 0 0
うち居住用部分の(床)面積	⑥ 1 0 0 0 0	⑦ 1 2 0 0 0

居住開始年月日	⑧ 平成
増改築等の費用の額 <small>(補助金等がある場合は(付表1)の金額)</small>	⑨
うち居住用部分の金額	⑩

リ(補助金等がある場合は(付表1)の6の金額)が100万円を超えるときに、増改築等に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

4 特定取得に係る事項

特定取得

家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額(2のロ又は3のリ)に含まれる消費税額等が、8%の消費税及び地方消費税の税率により課されるべき消費税額等である場合、右の「特定取得」の文字を で囲んでください。

国税庁HP(2016:05:20;08:55:24.0T)

5 家屋や土地等の取得対価の額

	⑪家屋	⑫土地等	⑬合計	⑭増改築等
あなたの共有持分 <small>共有の場合のみ書いてください。</small>				
あなたの持分に係る取得対価の額等	ロ(ロ×Aの)又は(付表1)のCの	ホ(ホ×Bの)又は(付表1)のDの	(Aの+Bの)又は(Bの+Dの)	リ(リ×Dの)(付表1)の(×Dの)又はFの
	3 0 0 0 0 0 0 0 0	1 0 0 0 0 0 0 0 0	4 0 0 0 0 0 0 0 0	

6 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

	⑮住宅のみ	⑯土地等のみ	⑰住宅及び土地等	⑱増改築等
新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高			3 9 0 0 0 0 0 0 0	
連帯債務に係るあなたの負担割合 <small>((付表2)の割合)</small>			1 0 0 0 0	
住宅借入金等の年末残高 <small>((付表2)の金額)</small>			3 9 0 0 0 0 0 0 0	
とのいずれか少ない方の金額			3 9 0 0 0 0 0 0 0	
居住用割合 <small>(9%以上である場合は、10.0%と書きます。)</small>	ニ÷ハ	ト÷ヘ	1 0 0 0	ヌ÷リ
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高 (×)			3 9 0 0 0 0 0 0 0	
住宅借入金等の年末残高の合計額 (Eの+Fの+Gの+Hの) の金額を二面の「住宅借入金等の年末残高の合計額」欄に転記します。				2 0 0 0 0 0 0 0 0

7 特定の増改築等に係る事項 (特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。)

高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合に、あなた又は同居親族の方について該当する欄をチェックします。	10 高齢者等居住改修工事等の費用の額	11 交付を受ける補助金等の合計額	12 (-)
1 年齢が50歳以上(同居親族の方の場合は65歳以上).....			1
2 障害者(1に該当する方を除きます。).....	13 断熱改修工事等の費用の額	14 特定断熱改修工事等の費用の額	15 特定の増改築等工事の費用の合計額
3 要介護認定又は要支援認定を受けている (1又は2に該当する方を除きます。).....			(+)
同居親族の方が該当する場合は、その方の氏名等を書きます。 氏名() 続柄()	16 あなたの持分に係る特定の増改築等工事の費用の額 (又は×Bの)	特定増改築等住宅借入金等又は特定断熱改修住宅借入金等の年末残高 (とのいずれか少ない方の金額(最高200万円。ただし、住宅の増改築等が特定取得に該当する場合は、最高250万円。))	17

1 欄の金額が50万円を超えるときに、高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。
 2 欄又は 欄の金額が50万円を超えるときに、(特定)断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

8 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

二面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算し、その番号を書きます。 番号 1

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て) 二面の の金額を転記します。 2 0 0 0 0 0

適用期間の特例 重複適用 重複適用の特例 下の適用を受ける場合には、該当する文字を で囲んでください。
 左の重複適用(の特例)を受ける場合に二面の19の金額を右に転記します。 0 0

9 控除証明書の要否

平成28年分以後に年末調整でこの控除を受けるため、控除証明書の交付を要する方は、右の「要する」の文字を で囲んでください。 要する

一面
控用
この用紙は控用です。申告には必ず提出用を使用してください。

平成27年分 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算

次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

氏名 テスト テスト

二面
控
用
○この用紙は控用です。申告には必ず提出用を使ってください。

住宅借入金等の年末残高の合計額				一面の⑨の金額を転記します。				⑨				20000000 円							
番号	居住の用に供した日等		算式等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)		番号	居住の用に供した日等		算式等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)									
	平成26年1月1日から平成27年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が特定取得に該当するとき		円	円		平成26年1月1日から平成27年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が特定取得に該当するとき		円	円								
1	住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合 (2から7のいずれかを選択する場合を除きます。)	平成26年1月1日から平成27年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が特定取得に該当するとき	$⑨ \times 0.01 = ⑩$	(最高40万円) 円	4	認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年1月1日から平成27年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が特定取得に該当するとき	$⑨ \times 0.01 = ⑩$	(最高50万円) 円	00	5	認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年1月1日から平成27年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が特定取得に該当するとき	$⑨ \times 0.01 = ⑩$	(最高30万円) 円	00
		平成25年中に居住の用に供した場合	住宅の取得等が特定取得に該当しないとき	$⑨ \times 0.01 = ⑩$	(最高20万円) 円			200000	平成25年中に居住の用に供した場合	住宅の取得等が特定取得に該当しないとき	$⑨ \times 0.01 = ⑩$	(最高30万円) 円			00				
		平成24年中に居住の用に供した場合		$⑨ \times 0.01 = ⑩$	(最高20万円) 円			00	平成24年12月4日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合		$⑨ \times 0.01 = ⑩$	(最高30万円) 円			00				
		平成23年中に居住の用に供した場合		$⑨ \times 0.01 = ⑩$	(最高40万円) 円			00	高年齢者等定住宅特選等	居修等工事等金控除	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき	平成26年1月1日から平成27年12月31日までの間に居住の用に供した場合			①の金額 (最高1,000万円))③() ⑦の金額 () + (① - ⑦) × 0.01 =	$⑩$	(最高12万5千円) 円	00	
		平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に居住の用に供した場合		$⑨ \times 0.01 = ⑩$	(最高50万円) 円			00				住宅の増改築等が特定取得に該当しないとき			⑨の金額 (最高1,000万円))③() ⑦の金額 () + (① - ⑦) × 0.01 =	$⑩$	(最高12万円) 円	00	
		平成20年中に居住の用に供した場合		$⑨ \times 0.005 = ⑩$	(最高10万円) 円			00				平成23年1月1日から平成25年12月31日までの間に居住の用に供した場合				⑨の金額 (最高1,000万円))③() ⑦の金額 () + (① - ⑦) × 0.01 =	$⑩$	(最高12万円) 円	00
		平成19年中に居住の用に供した場合		$⑨ \times 0.005 = ⑩$	(最高12万5千円) 円			00				断熱改修工事等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合			修繕等工事等金控除	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき	平成26年1月1日から平成27年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑨の金額 (最高1,000万円))③() ⑦の金額 () + (① - ⑦) × 0.01 =	$⑩$
		平成18年中に居住の用に供した場合		$⑨ \times 0.005 = ⑩$	(最高15万円) 円			00	住宅の増改築等が特定取得に該当しないとき	⑨の金額 (最高1,000万円))③() ⑦の金額 () + (① - ⑦) × 0.01 =	$⑩$						(最高12万円) 円	00	
平成13年1月1日から平成13年6月30日までの間に居住の用に供した場合		$⑨ \times 0.005 = ⑩$	(最高25万円) 円	00	平成23年1月1日から平成25年12月31日までの間に居住の用に供した場合		⑨の金額 (最高1,000万円))③() ⑦の金額 () + (① - ⑦) × 0.01 =	$⑩$	(最高12万円) 円	00									
平成20年中に居住の用に供した場合		$⑨ \times 0.006 = ⑩$	(最高12万円) 円	00	認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	認定住宅が長期優良住宅に該当するとき	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき	平成26年4月1日から平成27年12月31日までの間に居住の用に供した場合	$⑨ \times 0.012 = ⑩$	(最高60万円) 円	00								
平成19年中に居住の用に供した場合		$⑨ \times 0.006 = ⑩$	(最高15万円) 円	00				平成25年1月1日から平成26年3月31日までの間に居住の用に供した場合	$⑨ \times 0.012 = ⑩$	(最高36万円) 円	00								
平成25年中に居住の用に供した場合		$⑨ \times 0.01 = ⑩$	(最高30万円) 円	00				平成23年1月1日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合	$⑨ \times 0.012 = ⑩$	(最高48万円) 円	00								
平成24年中に居住の用に供した場合		$⑨ \times 0.01 = ⑩$	(最高40万円) 円	00															
2	住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成20年中に居住の用に供した場合		$⑨ \times 0.006 = ⑩$	(最高12万円) 円	00	7	震災特例法の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年4月1日から平成27年12月31日までの間に居住の用に供した場合	$⑨ \times 0.012 = ⑩$	(最高60万円) 円	00							
		平成19年中に居住の用に供した場合		$⑨ \times 0.006 = ⑩$	(最高15万円) 円	00													
3	認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年1月1日から平成27年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が特定取得に該当するとき	$⑨ \times 0.01 = ⑩$	(最高50万円) 円	00	7	震災特例法の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年4月1日から平成27年12月31日までの間に居住の用に供した場合	$⑨ \times 0.012 = ⑩$	(最高60万円) 円	00							
		平成25年中に居住の用に供した場合	住宅の取得等が特定取得に該当しないとき	$⑨ \times 0.01 = ⑩$	(最高30万円) 円	00			平成25年1月1日から平成26年3月31日までの間に居住の用に供した場合	$⑨ \times 0.012 = ⑩$	(最高36万円) 円	00							
		平成24年中に居住の用に供した場合		$⑨ \times 0.01 = ⑩$	(最高40万円) 円	00			平成23年1月1日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合	$⑨ \times 0.012 = ⑩$	(最高48万円) 円	00							
		平成21年6月4日から平成23年12月31日までの間に居住の用に供した場合		$⑨ \times 0.012 = ⑩$	(最高60万円) 円	00													

- 欄の金額を一面の欄に転記します。
- 欄のかつこ内の金額は、居住の用に供した日の属する年における住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額となります。

重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける場合には、次の欄を記載します。

二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等の金額がある場合(これらの住宅の取得等又は住宅の増改築等が同一の年に属するもので、上記の表で同一の欄を使用して計算する場合を除きます。)には、その住宅の取得等又は住宅の増改築等ごとに(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書又は(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)を作成します。

その作成した各明細書の欄の金額の合計額を最も新しい住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る明細書の欄に記載します。

重複適用を受ける場合	各明細書の控除額(の金額)の合計額(住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額のうち最も高い控除限度額が限度となります。)を記載します。	⑰	00 円
震災特例法の重複適用の特例を受ける場合	各明細書の控除額(の金額)の合計額を記載します。	⑰	00 円

欄の金額を一面の欄に転記します。

(付表1) 補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算明細書

(平成27年分)

国税庁HP(2016:05:20;08:55:24.0T)

氏名 テスト テスト

控
用

○この用紙は、**控用**です。申告には、必ず**提出用**を使ってください。

○この明細書は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合で、平成23年6月30日以後に住宅の取得等若しくは住宅の増改築等に係る契約をし、住宅の取得等若しくは住宅の増改築等に関し補助金等の交付を受けるとき、又は住宅取得等資金の贈与税の非課税若しくは相続時精算課税選択の特例(以下、併せて「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。)の適用があるときに、「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書」又は「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)」(以下これらを「計算明細書」といいます。)の付表として使用します。

○この明細書の書き方については、裏面の書き方を参照してください。

補助金等の交付を受ける場合の取得対価の額等の計算

平成23年6月30日以後に住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る契約をし、その住宅の取得等又は住宅の増改築等に関し補助金等の交付を受ける場合に記入します。

1 補助金等の内訳

補助金等の名称	交付年月日	交付対象 該当する箇所を で囲んでください。	補助金等の額() 円
	平 . .	家屋・土地等・家屋及び土地等・増改築等	
	平 . .	家屋・土地等・家屋及び土地等・増改築等	
	平 . .	家屋・土地等・家屋及び土地等・増改築等	
	平 . .	家屋・土地等・家屋及び土地等・増改築等	

交付対象の別に合計した補助金等の額を次の2から4の「交付を受ける補助金等の合計額」欄に書いてください。
なお、「家屋及び土地等」の補助金等の額がある方は、裏面2(2)のイ又は口の算式で計算した又はの額をそれぞれ①の欄又は②の欄に転記します。

2 住宅の新築又は購入に関し補助金等の交付を受ける場合

	A 家屋	B 土地等
補助金等控除前の取得対価の額	円	円
交付を受ける補助金等の合計額		
取得対価の額 (-)	(赤字のときは0)	(赤字のときは0)

→ Aの金額を、計算明細書の「2新築又は購入した家屋等に係る事項」の口欄に、Bの金額を、計算明細書の「2新築又は購入した家屋等に係る事項」のホ欄に転記してください。

3 住宅の増改築等の費用に関し補助金等の交付を受ける場合

補助金等控除前の増改築等の費用の額	円
交付を受ける補助金等の合計額	
増改築等の費用の額 (-)	(赤字のときは0)

→ 計算明細書の「3増改築等をした部分に係る事項」のリ欄に転記してください。

→ 計算明細書の「5家屋や土地等の取得対価の額」のロの欄に転記してください。なお、共有持分がある場合は「×計算明細書のロの」の算式で計算した額を記入します。

の金額が100万円を超えるときに、増改築等に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

4 (特定)断熱改修工事等の費用の額から控除すべき補助金等の交付を受ける場合

断熱改修工事等の費用の額	交付を受ける補助金等の合計額	(-) 50万円を超える場合に限りです。
円	円	円
特定断熱改修工事等の費用の額	交付を受ける補助金等の合計額	(-) 50万円を超える場合に限りです。
円	円	円

→ 計算明細書の「7特定の増改築等に係る事項」の欄に転記してください。

→ 計算明細書の「7特定の増改築等に係る事項」の欄に転記してください。

又はの金額が50万円を超えるときに、(特定)断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算

住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた場合に記入します。

	C 家屋	D 土地等	E 合計	F 増改築等
取得対価の額	計算明細書のロ又は2のAの 30,000,000円	計算明細書のホ又は2のBの 10,000,000円	Cの + Dの 又は Dの + Fの 40,000,000円	計算明細書のリ(3の) 円
あなたの共有持分 (計算明細書の 欄)	/	/		/
(×)	30,000,000円	10,000,000円	40,000,000円	円
住宅取得等資金の贈与の特例を受けた金額()	0	0	0	
あなたの持分に係る取得対価の額等 (-)	(赤字のときは0) 30,000,000	(赤字のときは0) 10,000,000	(赤字のときは0) 40,000,000	(赤字のときは0)

→ 補助金等がある場合は3のの金額を転記してください。

→ 計算明細書の「5家屋や土地等の取得対価の額」のをそれぞれ転記してください。

→ 計算明細書の「5家屋や土地等の取得対価の額」の欄にそれぞれ転記してください。

住宅取得等資金を「家屋及び土地等」の取得等に充てた場合や家屋と土地等のいずれの取得等に充てたか明らかでない場合には、裏面の3のイ又は口の算式で計算した又はの金額をそれぞれCの欄又はDの欄に転記します。

提出書類等のチェックシート（別紙）

【住宅借入金等特別控除の添付書類等のご案内】

住宅ローン等を利用して、家屋の新築、取得又は増改築等をして、自己の居住の用に供した場合の「住宅借入金等特別控除」の適用を受けるために必要な添付書類は下表のとおりですので、提出前にご確認ください。
詳しくは、国税庁ホームページ等で確認されるか、所轄の税務署にお問い合わせください。

1 この控除を受ける最初の年分

(1) 新築住宅	<p>住民票の写し</p> <p>家屋の登記事項証明書（原本）、請負契約書の写し、売買契約書の写し、交付を受ける補助金等の額を証する書類（注）又は住宅取得等資金の贈与の特例に係る住宅取得等資金の額を証する書類の写し（注）などで、家屋の取得年月日、取得対価の額、床面積及び特定取得に該当する場合には、その該当する事実を明らかにする書類</p> <p>金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」（2か所以上から交付を受けている場合は、その全ての証明書）</p> <p>家屋とともに購入したその家屋の敷地の購入に係る住宅借入金等についてこの控除を受ける場合は、敷地の登記事項証明書（原本）、売買契約書の写し、敷地の分譲に係る契約書の写し、交付を受ける補助金等の額を証する書類（注）又は住宅取得等資金の贈与の特例に係る住宅取得等資金の額を証する書類の写し（注）などで、敷地の購入年月日及び取得対価の額を明らかにする書類</p> <p>認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例の適用を受ける場合は、上記に加え、次の区分に応じそれぞれに掲げる書類</p> <p>イ 認定住宅が <u>認定長期優良住宅</u> に該当するとき</p> <p>(イ) その家屋に係る長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し（長期優良住宅建築等計画の変更の認定を受けた場合は、変更認定通知書の写し、認定計画実施者の地位の承継があった場合には認定通知書及び地位の承継の承認通知書の写し）</p> <p>(ロ) 住宅用家屋証明書若しくはその写し又は認定長期優良住宅建築証明書</p> <p>ロ 認定住宅が <u>低炭素建築物</u> に該当するとき</p> <p>(イ) その家屋に係る低炭素建築物新築等計画認定通知書の写し（低炭素建築物新築等計画の変更の認定を受けた場合は、低炭素建築物新築等計画変更認定通知書の写し）</p> <p>(ロ) 住宅用家屋証明書若しくはその写し又は認定低炭素住宅建築証明書</p> <p>ハ 認定住宅が低炭素建築物とみなされる特定建築物に該当するとき</p> <p>特定建築物用の住宅用家屋証明書（平成25年6月1日以後に住宅の取得等をし、居住の用に供した場合に限る。）</p>
(2) 中古住宅	<p>(1)の ~ の書類</p> <p>住宅借入金等が債務の承継に関する契約に基づく債務であるときは、その契約に係る契約書の写し</p> <p>地震に対する安全上必要な構造方法に関する技術的基準又はこれに準ずるものに適合する建物の場合、耐震基準適合証明書（その家屋の取得前2年以内にその証明のための家屋の調査が終了したものに限る。）、建設住宅性能評価書の写し（その家屋の取得前2年以内に評価されたもので、耐震等級（構造躯体の倒壊防止等）に係る評価が等級1、等級2又は等級3であるものに限る。）又は既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類（住宅瑕疵担保責任保険法人が引受けを行う一定の保険契約であって、その家屋の取得前2年以内に締結したものに限る。）（ ）</p> <p>平成25年4月1日以後に取得し居住の用に供した場合に適用されます。</p> <p>経過年数基準及び耐震基準の要件に当てはまらない家屋で、その家屋の取得の日までに耐震改修を行うことについて申請をし、かつ、居住の日までにその耐震改修により家屋が耐震基準に適合することにつき証明がされたものである場合は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則別記第5号様式に規定する認定申請書の写し、耐震基準適合証明申請書（住宅の取得の日までに当該申請書の提出が困難な場合には、耐震基準適合証明仮申請書）の写し、建設住宅性能評価申請書（住宅の取得の日までに当該申請書の提出が困難な場合には、建設住宅性能評価仮申請書）の写し又は既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約の申込書（当該契約の申込日が記載されているものに限り。）の写し及び耐震基準適合証明書、建設住宅性能評価書の写し（構造躯体の倒壊防止に係る耐震等級の評価が等級1、等級2又は等級3であるもの）又は既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約（住宅瑕疵担保責任保険法人が引受けを行う一定の保険契約）が締結されていることを証する書類（平成26年4月1日以後に家屋を取得する場合に限り。）</p> <p>平成26年4月1日以後に家屋を取得する場合に限り。</p>
(3) 増改築等	<p>(1)の 、 の書類</p> <p>増改築等した家屋の登記事項証明書（原本）、請負契約書の写し、交付を受ける補助金等の額を証する書類（注）又は住宅取得等資金の贈与の特例に係る住宅取得等資金の額を証する書類の写し（注）などで、増改築等した年月日、費用の額、床面積及び特定取得に該当する場合には、その該当する事実を明らかにする書類</p> <p>建築確認済証の写し、検査済証の写し又は建築士等から交付を受けた増改築等工事証明書</p> <p>高齢者等居住改修工事等又は断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けられる場合は、この控除の適用を受けるために必要な一定の書類（詳しくは、「特定増改築等住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」を参照してください。）</p>

(注) 平成23年6月30日以後に住宅の取得等に係る契約を締結した場合に限り。

提出書類等のチェックシート（別紙）
【住宅借入金等特別控除の添付書類等のご案内】

(4) 再居住	<p>【再び居住の用に供した場合の再適用を受けられる方】 (1)の 〃 の書類</p> <p>【再び居住の用に供した場合の適用を受けられる方】 住民票の写しや家屋の登記事項証明書（原本）、請負契約書の写しなど、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除を受けるための添付書類（詳しくは、当初居住年の「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」や「特定増改築等住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」を参照してください。） 転任の命令その他これに準ずるやむを得ない事由が生ずる前において居住の用に供していたことを証する書類（当該事由が生ずる前にその家屋を居住の用に供した日が記載されている住民票の写し等） 転任の命令その他これに準ずるやむを得ない事由によりその家屋を居住の用に供さなくなったことを明らかにする書類</p>
(5) 震災特例法	<p>震災特例法の適用期間の特例等の適用を受けるために必要な次に掲げる書類等（詳しくは、「東日本大震災により自己の所有する家屋が被害を受け居住の用に供することができなくなった場合に住宅借入金等特別控除等を受けられる方へ」を参照してください。）</p> <p>【震災特例法の適用期間の特例を受けられる方】 (1)の 〃 の書類</p> <p>【震災特例法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例又は重複適用の特例を受けられる方】 通常の住宅借入金等特別控除を受けるために必要な(1)～(4)の書類 市町村長又は特別区の区長の従前住宅に係る東日本大震災による被害の状況等を証する書類（り災証明書）（その写しを含む。） 従前住宅の登記事項証明書（原本）（滅失した住宅については閉鎖登記記録に係る登記事項証明書（原本）） 被災者の住民票の写し（その被害を受けた時及びその後におけるその方の住所を明らかにするものに限る。）</p>

2 この控除を受ける2年目以降の年分（年末調整済の場合を除く。）
上記1の(1)の 〃 の書類

<住宅借入金等特別控除の入力画面で「控除額の計算がお済みの方」を選択された方>

上記1又は2に記載されている書類のほか、受けられる控除に応じて、「（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書」、「住宅借入金等特別控除額の計算明細書（再び居住の用に供した方用）」等を別途作成の上、提出してください。